

# 学校保護宣言 (Safe Schools Declaration)

(原文英語・日本語仮訳)

武力紛争が教育に及ぼす影響は、人道的、開発的、また広く社会的に緊急の課題である。世界各地で学校や大学が爆撃・砲撃され、燃やされている。そして、子ども・生徒／学生・教師・学者が殺害、負傷、拉致、恣意的拘禁されている。教育施設は武力紛争の当事者によって、特に軍事拠点や兵舎または拘禁場所として使用されてきた。このような行動は、生徒／学生や教育関係者を危険にさらし、多数の子どもおよび生徒／学生の教育を受ける権利を否定し、地域社会から未来を築く礎を奪うものである。多くの国で、武力紛争が学校のインフラだけでなく、子ども世代すべての希望・大志を破壊し続けている。

教育への攻撃には、教育施設および生徒／学生、教育関係者に対する暴力行為が含まれる。攻撃および攻撃の脅威は、個人や社会にとって深刻かつ長期的な害を及ぼしうる。教育へのアクセスが損なわれたり、教育施設の機能が遮断されたり、あるいは教育関係者や生徒／学生が身の安全を心配して教育の場から離れてしまう可能性がある。学校や大学への攻撃は、不寛容や排他性を増幅させるための手段となってきた。たとえば少女の教育を妨げることにより男女差別を拡大させたり、特定の地域社会間の争いを永続させたり、文化の多様性を制限したり、学問の自由や結社の権利が否定されてきた。教育施設が軍事目的で使用される場合、武装勢力による子どもの勧誘・動員のリスクや、子どもや青少年が性的虐待や搾取にさらされる可能性が高まる。なかでも特に、教育機関が攻撃される可能性が高くなる。

対照的に、教育は子どもや青少年を死や負傷、搾取から守るのに役立つ。教育がもたらす規則性および安定は武力紛争の心理的悪影響を緩和し、他の重要な支援ともつなげることができる。「紛争に配慮した」な教育は、紛争への加担を避け、平和への貢献を追求するものだ。教育は成長や、人権と自由を完全に享受するための基礎となるものである。教育の場を安全地帯にするため、私たちは最大限に努力をする。

私たちは、武力紛争下で教育を受ける権利を促進・保護し、かつ教育の継続を促進するための各国によるイニシアチブを歓迎する。教育の継続により、命に関わる健康に関する情報や、武力紛争に直面する社会ならではのリスクに対する助言を提供できる。

我々は、国連安全保障理事会による子どもと武力紛争に関する活動を評価し、武力紛争下の子どもに対する重大な違反行為のモニタリング・報告メカニズムの重要性を認識している。特に安全保障理事会決議1998（2011年）、2143（2014年）の重要性を強調する。これら決議は、武力紛争の全ての当事者に対して、子どもの教育へのアクセスを妨げる行為を控えるよう要請し、かつ国連加盟国に対し、適用される国際法に抵触したかたちでの軍隊や非国家系武装組織による学校の使用を阻止する、具体的な措置を検討するよう要請するものである。

我々は、「武力紛争下で学校や大学を軍事目的使用から守るためのガイドライン」の策定を歓迎する。本ガイドラインは既存の国際法に影響を及ぼさない、法的拘束力なき自発的ガイドラインである。既存のグッドプラクティスを基に、武力紛争が教育に与える悪影響をさらに減らしていく指針の提供を目指している。我々は本ガイドラインを普及させ、かつ武装部隊・武装組織ほかの間で、その実施を促進する取り組みを歓迎する。

我々は、不処罰に終止符を打つための関連義務を遵守する必要性など、適用される国際法の全面的な尊重が、いかなる状況においても重要であることを主張する。

教育を受ける権利および、全ての国が互いに理解・寛容・友好を深めるうえでの教育の役割を認識し；武力紛争における一般市民、特に子どもや青少年の実際の保護を漸進的に強化することを決意し；すべての人のための安全な学校を目指した協力にコミットし；我々は「武力紛争下で学校や大学を軍事目的使用から守るためのガイドライン」を支持し：

- 本ガイドラインを用いて、可能な限りかつ適切に国内の政策および運用枠組みに反映する；
- 教育施設や攻撃の被害者、武力紛争下の学校や大学の軍事目的使用に関し、既存のモニタリング・報告メカニズムを通じたものも含め、信頼性の高い関連データを収集するため、国レベルであらゆる努力をする；そうしたデータ収集を促進する；差別的でない方法で被害者に支援を提供する；
- 適用される国内法および国際法に対する違反行為疑惑を調査し、必要な場合には、正式に加害者を訴追する；
- 国際的な人道および開発計画にて、および適切な場合は国レベルにて、紛争に配慮した教育アプローチを策定・採用・促進する；
- 武力紛争下の教育の継続を確保し、教育施設の再建を支援し、かつそうする立場にある場合には、教育に対する攻撃を防止・対応するプログラムに国際協力・支援を提供・促進することを、本宣言の実施のためも含め模索する；
- 子どもと武力紛争に関する国連安全保障理事会の取り組み、子どもと武力紛争事務総長特別代表ほか、関連する国連機関の取組みを支援する；そして
- 本宣言の実施とガイドラインの使用をレビューするために、関連する国際団体および市民社会を招き、定期的に会合を行う。